

裁判の迅速化に関する刑事立法一覧

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 62 号）

※ 平成 16 年 5 月 21 日成立，同月 28 日公布

- ・ 公判前整理手続等の創設，証拠開示の拡充，連日的開廷の確保，裁判所の訴訟指揮の実効性の確保，即決裁判手続の創設等
 - 即決裁判手続については平成 18 年 10 月 20 日施行，それ以外は平成 17 年 11 月 1 日施行
- ・ 被疑者国選弁護人制度の導入
 - 平成 18 年 10 月 20 日施行
- ・ 検察審査会法の改正（検察審査会の起訴議決に基づいて公訴が提起される制度の導入）
 - 平成 21 年 5 月 21 日施行

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）

※ 平成 16 年 5 月 21 日成立，同月 28 日公布

→ 平成 21 年 5 月 21 日施行

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 95 号）

※ 平成 19 年 6 月 20 日成立，同月 27 日公布

- ・ 刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設
 - 平成 19 年 12 月 26 日施行
- ・ 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大
 - 平成 19 年 12 月 26 日施行
- ・ 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設（被害者参加制度）
 - 平成 20 年 12 月 1 日施行
- ・ 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の創設（損害賠償命令制度）
 - 平成 20 年 12 月 1 日施行